

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社晴耕舎
- 業者の住所：新潟県長岡市宮本町1－831
- 2 指名停止措置期間：令和7年5月16日から令和7年5月29日まで（2週間）
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県  
静岡県 山梨県 長野県 新潟県
- 4 事実概要
- 同社は、同社が受注した新潟県長岡市内の解体工事において、令和5年12月12日、解体用車両系建設機械の運転資格のない下請業者の作業員の解体用つかみ機の運転操作の誤りにより、同下請業者の別の作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。同社の現場代理人である従業員は、工事工程に関する計画及び解体用つかみ機の配置に関する計画を作成せず、労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の従業員は労働安全衛生法違反により罰金刑に処され、令和6年10月29日にその刑が確定したものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

| 措 置 要 件                                                                        | 期 間                              |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 別表第1                                                                           |                                  |
| 1～7 略                                                                          |                                  |
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)                                                      |                                  |
| 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内 |